

重要事項説明書

記入年月日	令和 6 年 7 月 1 日
記入者名	木村 浩朗
所属・職名	大阪〈ゆうゆうの里〉施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) いっぱんざいだんほうじん にほんろうじんふくしざいだん 一般財団法人 日本老人福祉財団	
法人番号	6010005004221	
主たる事務所の所在地	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-7-7	
連絡先	電話番号／FAX 番号	03-3662-3611 / 03-3662-3656
	メールアドレス	contact@yuyunosato.or.jp
	ホームページアドレス	https://www.yuyunosato.or.jp
代表者（職名／氏名）	理事長 / 小口 明彦	
設立年月日	昭和 48 年 12 月 1 日	
主な実施事業	高齢者問題の調査、研究、出版事業、有料老人ホーム事業、介護保険事業、 診療所事業 ※別添 1（事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス）	

2 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな) おおさかゆうゆうのさと 大阪〈ゆうゆうの里〉	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	
所在地	〒570-0038 大阪府守口市河原町 10-15	
主な利用交通手段	京阪電鉄「守口市駅」より約 160m（徒歩 約 2 分）	
連絡先	電話番号	06-6991-3636
	FAX 番号	06-6991-3407
	メールアドレス	osaka-contact@yuyunosato.or.jp
	ホームページアドレス	https://www.yuyunosato.or.jp/place/osaka/
管理者（職名／氏名）	施設長 / 木村 浩朗	
有料老人ホーム事業開始 日／届出受理日・登録日 （登録番号）	昭和 60 年 10 月 1 日	

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2773200429	所管している自治体名	大阪府
特定施設入居者生活介護 指定日	令和 2 年 4 月 1 日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2773200429	所管している自治体名	大阪府
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	令和 2 年 4 月 1 日		

3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新				
	賃貸借契約の期間	～							
	面積	6, 461. 28 m ² (区分所有部分 801. 79 m ²)							
建物	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新				
	賃貸借契約の期間	～							
	延床面積	20, 410. 44 m ² (うち有料老人ホーム部分 11, 769. 66 m ²)							
	竣工日	昭和 60 年 8 月 28 日				用途区分		有料老人ホーム	
	耐火構造	耐火建築物		その他の場 合：					
	構造	その他		その他の場 合： 鉄骨鉄筋コンクリート造					
	階数	13 階 (地上 12 階、地階 1 階)							
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
居室 の 状況	総戸数	171 戸		届出又は登録（指定）をした室数				170 室 (170 室)	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイ プ、相部屋の定 員数等）
	一般居室個室	○	○	○	○	○	29. 3 m ²	38	A1 タイプ
	一般居室個室	○	○	○	○	○	31. 1 m ²	7	A2 タイプ
	一般居室個室	○	○	○	○	○	36. 1 m ²	4	A3 タイプ
	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	41. 4 m ²	48	B1 タイプ
	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	42. 5 m ²	8	B2 タイプ
	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	42. 9 m ²	14	B3 タイプ
	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	45. 1 m ²	7	B4 タイプ
	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	53. 5 m ²	7	C1 タイプ

	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	53.6 m ²	16	C2タイプ [°]
	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	58.6 m ²	4	C3タイプ [°]
	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	62.5 m ²	7	D1タイプ [°]
	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	64.3 m ²	2	D2タイプ [°]
	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	65.9 m ²	7	D3タイプ [°]
	一般居室相部屋 (夫婦・親族)	○	○	○	○	○	68.1 m ²	1	D4タイプ [°]
	共用介護室・一時介護室	×	○	×	×	×	14.0 m ²	1	個室, 定員数 1 名
	共用介護室・一時介護室	×	○	×	×	×	14.4 m ²	1	個室, 定員数 1 名
	共用介護室・一時介護室	×	○	×	×	×	15.2 m ²	1	個室, 定員数 1 名
共用施設	共用トイレ	6ヶ所	うち男女別の対応が可能なトイレ 2ヶ所						
			うち車椅子等の対応が可能なトイレ 4ヶ所						
	共用浴室	大浴場 2ヶ所			ヶ所				
	共用浴室における介護浴槽	チェアー浴 1ヶ所			機械浴 1ヶ所		その他：		
	食堂	1ヶ所		面積 240.0 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		なし	
	機能訓練室	1ヶ所		面積 31.2 m ²					
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応） 1ヶ所							
		あり（車椅子対応） 1ヶ所							
	廊下	中廊下 1.87 m		(5F～11F)		片廊下 1.96 m		(3F～12F)	
		中廊下 1.66～1.79 m		(12F)					
	汚物処理室	1ヶ所							
	緊急通報装置	居室 あり		トイレ あり		浴室 あり		脱衣室 あり	
通報先 管理事務所、生活サービスステーション		通報先から居室までの到着予定時間 1～3分							
その他	フロント・集会室・談話室・和室・デイルーム（食堂兼用）・リビングルーム（食堂兼用）・メールボックス・ゴミ置き場・コインランドリー（有料）・ゲストルーム(宿泊は有料) 等								
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備		あり	
	スプリンクラー	あり(3・12階のみ)	なしの場合(改善予定時期)						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数 2回			

4 サービスの内容
(全体の方針)

運営に関する方針		入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めます。
サービスの提供内容に関する特色		〈ゆうゆうの里〉では、ご入居いただいてから生涯にわたり皆様お一人おひとりの心身の状態にあわせて必要なケアを提供いたします。また、〈ゆうゆうの里〉ではケアとはご入居者の皆様により長く自立した生活を送っていただく為の支援であるべきだと考えています。当財団が別に運営する診療所が敷地内にあり、内科医が常勤し、定期健康診査などご入居者の健康管理において、協力・連携しながらサービス提供いたします。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排泄又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
	提供内容	
	サ高住の場合、常駐する者	
健康診断の定期検診	委託	大阪〈ゆうゆうの里〉診療所
	提供方法	人間ドックの実施(年1回)、健康診断(年1回)、健康診査(月1回)の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、管理者（施設長）の木村浩朗です。 ②従業者に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に向けて苦情解決体制を整備している。 ④職員会議『虐待防止委員会』等で、虐待防止のための啓発・周知等を行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動の制限は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、入居契約書第6条第2項の規定に従って、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由・身体拘束解除について内容を記録し、2年間保存します。ご家族等の要求がある場合及び監督機関等の指示等がある場合には、これを開示します。

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という。）を作成する。 ②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付するものとする。 ③介護職員は、計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1か月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。 ④計画作成担当者は、計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行う。 ⑤計画作成担当者は、計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	原則として目的施設内の食堂において、栄養士等が作成する献立表に基づき、毎日入居者に1日3食の食事を提供します。 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 施設が指定する医師又は入居者の治療を担当する医師の特別の指示がある場合には、その指示により特別の食事を提供します。	
	入浴の提供及び介助	・お元気で自ら入浴が可能な方は、大浴場で毎日入浴できます。また、体調不良時には必要に応じて一般浴介助・清拭などを行います。 ・自ら入浴が困難な方は、基準入浴回数（週2回）＋希望により1回の一般浴介助・介助入浴・清拭などを行います。	
	排泄介助	介助が必要な入居者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。	
	更衣介助	介助が必要な入居者に対して、起床時、就寝時、外出時及び入浴時に一部又は全面介助します。	
	移動・移乗介助	あり	介助が必要な入居者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助、居室からの移動の介助を行います。
	服薬介助	あり	介助が必要な入居者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。	
	レクリエーションを通じた訓練	入居者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。	
	器具等を使用した訓練	あり	入居者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	あり	入居者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	常に入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。	

施設の利用に当たっての留意事項	入居契約書 第3章 使用上の注意より 第19条 入居者は、目的施設及び敷地等の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとします。 第20条 入居者は、目的施設の利用にあたり、目的施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。 一 銃砲、刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること 二 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること 三 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと 四 大音量でテレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏を行うこと 五 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること 六 目的施設又は目的施設の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること 七 上記のほか、騒音、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけること 2 入居者は、目的施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。 一 鑑賞用の小鳥、魚等であつて、明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物以外の犬、猫等の動物を目的施設又はその敷地内で飼育すること 二 階段、廊下等の共用部分に物品を置く 三 階段、廊下等の共用部分の目的施設内において、看板、ポスター等の広告物を掲示すること 四 第21条第5項に定める模様替え等を行うこと 五 第39条に規定する、新たな入居者の追加を行うこと 六 管理規程において事業者の承諾を必要とすると定められていること 3 入居者は、目的施設の利用にあたり、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととします。事業者は、この場合の基本的考え方を管理規程等に定めることとします。 一 入居者が1か月以上居室を不在にする場合の、居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法 二 入居者が第三者を付添・介助・看護等の目的で居室内に同居させる場合の、各種費用の支払いとその負担方法 三 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項 4 入居者が、本条各項の規定に違反もしくは従わず、事業者又は他の入居者等に損害を与えた場合には、事業者又は当該第三者に対して損害賠償責任が生ずることがあります。
その他運営に関する重要事項	サービス向上のため、職員に対し、初任者、人権、身体拘束防止、虐待防止、感染症対策、食中毒対策、事故対応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施している。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	なし

特定施設入居者生活介護の加算 の対象となるサービスの体制の 有無	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	なし
		(Ⅱ)	なし
	夜間看護体制加算	(Ⅰ)	あり
		(Ⅱ)	なし
	協力医療機関連携加算	(Ⅰ)	あり
		(Ⅱ)	なし
	生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	なし
		(Ⅱ)	あり
	看取り介護加算	(Ⅰ)	なし
		(Ⅱ)	あり
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	なし
		(Ⅱ)	なし
	サービス提供体制加算	(Ⅰ)	あり
		(Ⅱ)	なし
		(Ⅲ)	なし
		(Ⅳ)	なし
		(Ⅴ)	なし
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	あり
		(Ⅱ)	なし
		(Ⅲ)	なし
		(Ⅴ)1	なし
		(Ⅴ)2	なし
		(Ⅴ)3	なし
		(Ⅴ)4	なし
		(Ⅴ)5	なし
		(Ⅴ)6	なし
		(Ⅴ)7	なし
		(Ⅴ)8	なし
		(Ⅴ)9	なし
		(Ⅴ)10	なし
		(Ⅴ)11	なし
		(Ⅴ)12	なし
		(Ⅴ)13	なし
		(Ⅴ)14	なし
	入居継続支援加算	(Ⅰ)	なし
		(Ⅱ)	なし
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	なし
		(Ⅱ)	なし
	若年性認知症入居者受入加算		なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		あり
	退院・退所時連携加算		あり
	退居時情報提供加算		あり
	ADL 維持等加算	(Ⅰ)	なし
		(Ⅱ)	なし
	科学的介護推進体制加算		あり
		(Ⅰ)	なし

	高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅱ)	なし
	新興感染症等施設療養費		あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり	(介護・看護職員の配置率) 2.0 : 1 以上	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	大阪〈ゆうゆうの里〉診療所 (同一建物内に当財団が別に運営する診療所)	
	住所	大阪府守口市河原町 10-15	
	診療科目	内科	
	協力内容	その他	
		その他の場合：	人間ドックの実施（年1回）、健康診断（年1回）、健康診査（月1回）、緊急時の対応、他の医療機関への紹介、健康相談 ※入居者が外来受診した場合、医療費その他の費用は入居者の自己負担

協力歯科医療機関	名称	三浦歯科医院 (同一建物内)	
	住所	大阪府守口市河原町 10－15	
	協力内容	急変時の対応	
		その他の 場合：	※原則的に職員付添による通院 ※入居者が外来受診した場合、医療費その他の費用は入居者の自己負担

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		共用介護室・一時介護室へ移る場合		
判断基準の内容		原則として一般居室にて介護を行います。 2人入居の方で1人が重度の介護状態となり、同じ居室内で介護を行うことにより他の1人の心身の負担が大きいと判断される場合、共用介護室・一時介護室にて介護を行います。		
手続の内容		① 事業者の指定する医師の意見を聴く。 ② 入居者の意思を確認する。 ③ 入居者の身元引受人等の意見を聴く。		
追加的費用の有無		なし	追加費用	
居室利用権の取扱い		一般居室の利用権は継続します。		
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	あり	変更の内容	面積の減少
	便所の変更	あり	変更の内容	共用介護室・一時介護室に設備なし (共用トイレあり)
	浴室の変更	あり	変更の内容	共用介護室・一時介護室に設備なし
	洗面所の変更	あり	変更の内容	面積の減少
	台所の変更	あり	変更の内容	共用介護室・一時介護室に設備なし
	その他の変更	あり	変更の内容	室内全体の仕様が異なる

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	その他			
	その他の 場合：	12 階一般居室へ移る場合		

判断基準の内容		原則として一般居室にて介護を行います。 日常的に介護が必要となった場合でかつ認知症の症状によって生じる生活不適應行動に対し、最適なケアプランを立案し介護を行います。あらゆる手を尽くしても以下の状態が認められる場合は、医師の意見、介護職員によるケア会議の決定を踏まえ、一定の観察期間の後、入居者の同意の上、12 階一般居室へ住替えていただきます。 ・日常的に他の入居者に迷惑行為が止まない場合 ・5 階～11 階一般居室では安全の確保が難しいと判断された場合		
手続の内容		入居者に対し、12 階一般居室への住み替えを求める場合は、次の手続を行います。なお、それぞれの手続きは書面にて確認します。 ①事業者の指定する医師の意見を聴く ② 緊急やむをえない場合を除いて、一定の観察期間を設ける ③居室の権利や前払金又は月払い利用料の額その他の本契約内容に重大な変更が生じる場合は、次の項目について入居者・連帯保証人及び身元引受人等に説明を行う ア 居室の権利の変動 イ 居室の変更及び居室の専有面積の変更に伴う費用負担の増減又は費用調整の有無 ウ 提供する介護サービスの変更内容 ④入居者の同意を得る		
追加的費用の有無		あり	追加費用	
居室利用権の取扱い		12 階一般居室に住替えた場合は、当初入居した一般居室の利用に関する権利は消滅し、新たに 12 階一般居室の利用に関する権利が発生します。一般居室の原状回復費用は入居者負担となります。ただし、通常の使用に伴い生じた損耗については施設の負担にて改修します。		
前払金償却の調整の有無		あり	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	あり	変更の内容	面積の増加または減少
	便所の変更	あり	変更の内容	室内の配置
	浴室の変更	あり	変更の内容	室内の配置
	洗面所の変更	あり	変更の内容	室内の配置
	台所の変更	あり	変更の内容	面積の増加または減少、室内の配置
	その他の変更	なし	変更の内容	—

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立		
留意事項	65 歳以上の方。夫婦の場合はお二人とも 65 歳以上。 原則として、ご自分で身の回りのことができる方。また、本人に入居の意思があり、施設見学を済まされていること。		
契約の解除の内容	① 入居者が死亡したとき(入居者が 2 名の場合は両者とも死亡したとき) ② 事業者からの契約解除条項に基づき本契約を解除したとき ③ 入居者からの解約又は契約解除条項に基づき本契約を解約又は解除したとき		
事業主体から解約を求める場合	解約条項		事業者は入居者に次の事由があり、かつ信頼関係を害する場合には、契約を解除することがある。 1. 入居に際し虚偽の説明を行う等の不正手段により入居したとき 2. 月払いの利用料その他の支払を正当な理由なく、6 ヶ月以上遅滞したとき 3. 禁止又は制限される行為の規定に違反したとき 4. 入居者の行動が、他の入居者又は事業者の役職員の生命・身体・健康・財産(事業者の財産を含む)に危害を及ぼし、ないしは、その危害の切迫したおそれがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき、等 (その他は入居契約書第 27 条参照)
	解約予告期間		90 日
入居者からの解約予告期間	30 日間		
体験入居	あり	内容	ゲストルームを利用 1 泊 2 日夕・朝食付 1 人 3,000 円
入居定員	216 人		
その他	身元引受人になる人がいない場合は、ご相談ください。		

5 職員体制

(職種別の職員数)

令和 6 年 7 月 1 日現在

		職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
		合計	常勤	非常勤		
管理者		1	1	0	1	
生活相談員		2	1	1	1.7	
直接処遇職員		47	36	11	41.3 (うち自立者対応 7.6)	
	介護職員	45	34	11	39.3 (うち自立者対応 7.6)	計画作成担当者 3 名
	看護職員	2	2	0	2.0	

機能訓練指導員	5	0	5	0.2	
計画作成担当者	3	3	0	1.4	介護職員 3 名
栄養士	1	1	0	1.0	
調理員	10	6	4	7.7	
事務員	13	12	1	12.3	
その他職員	13	3	10	5.7	
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

（資格を有している介護職員の人数）

	合計			備考
		常勤	非常勤	
社会福祉士	1	1	0	
介護福祉士	32	25	7	
介護福祉士実務者研修修了者	1	1	0	
介護職員初任者研修修了者	2	1	1	
介護支援専門員	9	7	2	

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	5	0	5
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

（夜勤を行う看護・介護職員等の人数）

夜勤帯の設定時間（17 時～翌 9 時）			
	平均人数		最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	0	人	0 人
介護職員	3	人	1 人
生活相談員	0	人	0 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率		2 : 1 以上	
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)		1.4 : 1	
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数		人	
	訪問介護事業所の名称			
	訪問看護事業所の名称			
	通所介護事業所の名称			

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				あり					
		業務に係る資格等	あり	資格等の名称		介護福祉士					
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度 1 年間の採用者数		0	0	3	4	0	0	0	1	0	0
前年度 1 年間の退職者数		0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
業務に 応じた 職員の 人数 に 経験 年数 に	1 年未満	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0
	1 年以上 3 年未満	1	0	4	2	0	0	0	1	0	0
	3 年以上 5 年未満	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
	5 年以上 1 0 年未満	0	0	7	1	1	0	0	0	0	0
	1 0 年以上	1	0	16	6	0	1	0	4	3	0
備考											
従業者の健康診断の実施状況				あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
利用料金の支払い方式	全額前払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金 (月払い) の取扱い	なし	
	内容 :	

利用料金の改定	条件	改定する利用料の収支状況等や目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数、人件費等を勘案します。
	手続き	改定理由について、運営連絡会議の意見を聴きます。また、改定に当たっては、入居者・連帯保証人・身元引受人へ事前に通知します。

(代表的な利用料金のプラン)

			A1 タイプ（1 人入居）	D1 タイプ（2 人入居）	
入居者の状況			要介護度	自立	自立
			年齢	65 歳以上	65 歳以上
居室の状況			部屋タイプ	一般居室個室	一般居室個室
			床面積	29.3 m ²	62.5 m ²
			トイレ	あり	あり
			洗面	あり	あり
			浴室	あり	あり
			台所	あり	あり
			収納	あり	あり
入居時点で必要な費用			前払金（家賃、介護サービス費等）	入居一時金 1,840 万円 加算入居一時金 — 円 介護等一時金 946 万円 健康管理一時金 209 万円	入居一時金 5,138 万円 加算入居一時金 195 万円 介護等一時金 1,892 万円 健康管理一時金 418 万円
月額費用の合計			160,160 円（目安）	278,920 円（目安）	
家賃			0 円	0 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護 ※1 の費用		（自立） 0 円	（自立） 0 円	
	介護保険外	食費 ※2 の費用	69,990 円	139,980 円	
		管理費	78,550 円	125,690 円	
		状況把握及び生活相談サービス費	0 円	0 円	
		光熱水費・電話料 ※3 の費用	11,620 円	13,250 円	
備考 介護保険費用 1 割、2 割又は 3 割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※1：介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添 3 及び 4 のとおりです。 ※2：食費は 3 食 30 日食堂利用の場合です。各居室にはキッチンが設置されており自炊が可能です。 ※3：居室内の光熱水費・電話料の金額は目安で、実際には利用状況により異なります。 その他：各サービス提供時に発生する消耗品等の実費は別途必要になります。					

(利用料金の算定根拠等)

家賃		
敷金	家賃の ヶ月分	
	解約時の対応	
前払金	■入居一時金 入居一時金の算定にあたっては、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び事務連絡（平成 24 年 3 月 16 日付）で示された算式に基づき算定します。	

	■介護等一時金 介護等一時金 9,460 千円（1 人当たり）は、費用設定時の長期推計額です。内訳は、 1. 要支援者及び要介護者に対して、特定施設入居者生活介護等のサービスを、平成 12 年 3 月 30 日老企第 52 号により、介護・看護職員を手厚く配置した場合の介護サービス利用料として 7,366 千円 2. 要支援者及び要介護者以外の入居者に対して、緊急、臨時的、又は、一時的に入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を要する費用として 2,094 千円 【生活支援サービス例】 ●一時的に体調を崩した時の日常生活上の介助 ●緊急時又は一時的に体調を崩した時の医療機関への付添い（但し協力医療機関と、施設より半径 10km 以内の医療機関及び*施設が指定する医療機関に限る。病院付添い時等の交通費の実費（付添い職員分も含む）は入居者負担となります。） ●入院時の医療機関への見舞い訪問（原則週 1 回、但し協力医療機関と、施設より半径 10km 以内の医療機関及び*施設が指定する医療機関に限る。） *施設が指定する医療機関＝関西医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、星ヶ丘医療センター ●居室等からの緊急用コールの対応 ●アスレチックジムトレーニングサービス 3. 上記 1 の費用は、費用設定時において、人員を配置基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出されています（要介護者等 2 人に対し、週 40 時間換算で看護・介護職員 1 人以上）。 介護等一時金は、指針及び事務連絡に示された考え方に基づいて算定します。
	■健康管理一時金 人間ドック（年 1 回）、健康診断（年 1 回）、健康診査（月 1 回）、健康相談、緊急時対応についてゆうゆうの里診療所に委託する費用です。 健康管理一時金は、指針及び事務連絡に示された考え方に基づいて算定します。
食費	人件費等の諸経費、食材費に基づく費用。 ※各居室にはキッチンが設置されており自炊可能
管理費	共用施設等の維持管理費、事務費並びに各種相談、余暇活動サービスに要する費用及び、事務管理課職員、コミュニティサービス職員、施設長と各課職場長と診療所師長の人件費に充当する。
状況把握及び生活相談サービス費	
光熱水費・電話料	居室内の光熱水費は別途使用量に応じた実費負担。
介護保険外費用	「P15 前払金 ■介護等一時金」に記載
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	（上掲）
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領） ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）		180 ヶ月
償却の開始日		入居日の翌日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		入居一時金：入居一時金ごとに異なる 加算入居一時金： 282,750 円 介護等一時金：一人あたり 1,371,700 円 健康管理一時金：一人あたり 303,050 円
初期償却額		入居一時金：14.50% 加算入居一時金：14.50% 介護等一時金：14.50% 健康管理一時金：14.50%
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了	入居者が入居日の翌日から 3 月が経過するまでの間に契約が解約又は死亡により終了する場合、受領済みの額から以下の費用を除いた全額を無利息で返還します。なお、一室 2 人入居の場合において、入居者のうちどちらか一方が解約した場合又は死亡した場合は、2 人目に関わる前払金を対象として返還いたします。 1. 入居日から契約終了日までの施設の利用対価として、1 日あたりの居室利用料に利用日数を乗じた金額 ○入居一時金の利用料 2,913 円/日（A1 タイプ）～8,489 円/日（D4 タイプ） ○加算入居一時金の利用料 308 円/日 ○介護等一時金の利用料 1,497 円/日 ○健康管理一時金の利用料 330 円/日 * 1 日あたりの利用料は前払金のうち返還対象部分の月額を 30 日で割り返した額です。 * 入居一時金の利用料は、居室タイプによって異なります。 * 前払金のうち非返還部分は全額を無利息で返還します。 2. 日割り計算による管理費等の費用 3. 居室の原状回復のための費用

	入居後 3 月を超えた契約終了	○入居一時金 前払金×返還対象部分の割合【85.50%】÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数 ＊【 】内割合は、居室タイプによって異なる。 ○加算入居一時金 前払金×返還対象部分の割合【85.50%】÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数 ○介護等一時金 前払金×返還対象部分の割合【85.50%】÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数 ○健康管理一時金 前払金×返還対象部分の割合【85.50%】÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数 ※その他、月払い利用料については日割計算を行う。
前払金の保全先	5 全国有料老人ホーム協会	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

令和 6 年 7 月 1 日現在

年齢別	6 5 歳未満	0 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	19 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	67 人
	8 5 歳以上	85 人
要介護度別	自立	107 人
	要支援 1	16 人
	要支援 2	8 人
	要介護 1	12 人
	要介護 2	7 人
	要介護 3	4 人
	要介護 4	7 人
入居期間別	要介護 5	10 人
	6 か月未満	11 人
	6 か月以上 1 年未満	3 人
	1 年以上 5 年未満	46 人
	5 年以上 1 0 年未満	48 人
	1 0 年以上	63 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0 人 / 0 人
入居者数		171 人

(入居者の属性)

性別	男性	34 人		女性	137 人	
男女比率	男性	19 %		女性	81 %	
入居率	79.1 %	平均年齢	84.9 歳	平均介護度	1.97	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	2 人
	社会福祉施設	0 人
	医療機関	0 人
	死亡者	20 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	2 人
		(解約事由の例) 暮らしぶりが合わない

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		一般財団法人 日本老人福祉財団 大阪〈ゆうゆうの里〉 12 階生活サービスステーション 3 階管理事務所窓口
電話番号 / F A X		06-6991-3636 12 階窓口 内線 350 / 06-6991-3407 3 階窓口 内線 300
対応している時間	平日	9 : 00 ~ 17 : 00
	土曜	9 : 00 ~ 17 : 00
	日曜・祝日	9 : 00 ~ 17 : 00
定休日		なし
窓口の名称 (所在市町村 (保険者))		守口市健康福祉部高齢介護課
電話番号 / F A X		06-6992-1610 / 06-6995-2011
対応している時間	平日	9 : 00~17 : 30
定休日		土日祝日
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号 / F A X		06-6949-5418 / —
対応している時間	平日	9 : 00~17 : 00
定休日		土日祝日

窓口の名称（有料老人ホーム所管庁）		守口市健康福祉部高齢介護課	
電話番号 / F A X		06－6992－1610 / 06－6995－2011	
対応している時間	平日	9：00～17：30	
定休日		土日祝日	
窓口の名称 （サービス付き高齢者向け住宅所管庁）			
電話番号 / F A X		/	
対応している時間	平日		
定休日			
窓口の名称（虐待の場合）		守口市健康福祉部高齢介護課	
電話番号 / F A X		06－6992－1610 / 06－6995－2011	
対応している時間	平日	9：00～17：30	
定休日		土日祝日	
窓口の名称（その他）		公益社団法人 全国有料老人ホーム協会	
電話番号 / F A X		03－3548－1077 /	
対応している時間	平日	10：00～17：00	
定休日		土・日・祝日、年末年始	

（サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応）

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	（公社）全国有料老人ホーム協会	
	加入内容	施設で提供しているサービス	
	その他		
賠償すべき事故が発生したときの対応		事故対応マニュアルに基づき、速やかに対応します。	
事故対応及びその予防のための指針		あり	

（利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	食事サービスに関するアンケート	
		実施日	令和 5 年 8 月 1 日	
		結果の開示	あり	
			開示の方法	館内掲示
第三者による評価の実施状況	あり	ありの場合		
		実施日	令和 5 年 2 月 27 日	
		評価機関名称	公益社団法人全国有料老人ホーム協会 有料老人ホームサービス第三者評価事業 （特・非）京都府認知症グループホーム協議会	
		結果の開示	あり	
			開示の方法	閲覧コーナー・HP

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開・入居希望者に交付
財務諸表の要旨	入居希望者に公開・入居希望者に交付
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 11 回
		構成員	施設を代表する者（施設長各課チーフ又はその代理者）及び入居者（全員又は代表者）
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	・入居者は、個人情報保護に関する法令に基づき、個人情報を保護される ・入居者は、サービスの提供においてプライバシーを可能な限り尊重される ・入居者は、希望すれば自己に関する健康や介護の記録（ただし、医師が管理する診療記録は除く）を閲覧することができる。入居者以外の者がその閲覧を要求しても、入居者の書面による同意がない限り閲覧されることはない ・入居者の写真及び身上や健康に関する記録は、法令等による場合を除き、入居者の意思に反して外部に公開又は公表されることはない ・事業者は、業務上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密の保持に努めるとともに、個人情報保護法を遵守して個人情報の保護に努め、入居者又は第三者の任命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合又は入居者のあらかじめ書面による同意がある場合を除いて、契約履行中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはない		
緊急時等における対応方法	介護職員等は当該事業を実施中に、入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行います。		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
守口市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
	合致しない事項がある場合の内容		
	「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容	
	不適合事項がある場合の入居者への説明		
上記項目以外で合致しない事項	なし		

	合致しない事項の内容	
	代替措置等の内容	
	不適合事項がある場合の入居者への説明	

- 添付書類：別添 1 事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス
- 別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表
- 別添 3 介護保険自己負担額（自動計算）
- 別添 4 介護保険自己負担額（参考：加算項目別報酬金額：3 級地（地域加算 6.8％））

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者）

住 所

氏 名

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年
月日

令和
 年
 月
 日

説明者
署名

(別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	大阪 〈ゆうゆうの里〉	守口市河原町 10-15
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	なし		
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問介護	なし		
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所介護	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	大阪 〈ゆうゆうの里〉	守口市河原町 10-15
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		

<介護保険施設>

介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添 2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※（税抜）	
介護サービス	食事介助	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	
	排泄介助・おむつ交換	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	
	おむつ代	あり	実費	
	入浴（一般浴） 介助・清拭	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	基準入浴回数（週 2 回）＋希望により 1 回の一般浴介助・介助入浴・清拭などを行います 個別のケースでそれ以上実施することもあり
	特浴介助	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	基準入浴回数（週 2 回）＋希望により 1 回の特浴介助・入浴介助・清拭などを行います 個別のケースでそれ以上実施することもあり
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	
	機能訓練	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	
	通院介助	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	協力医療機関と、施設より半径 10 km 以内の医療機関及び、施設が指定する医療機関に限る 【施設が指定する医療機関】関西医科大学付属病院、大阪大学医学部附属病院、星ヶ丘医療センター 交通費実費負担(付添職員分も含む)
生活サービス	居室清掃	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	
	リネン交換	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	
	日常の洗濯	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	別途、洗濯消耗品費として 150 円/回
	居室配膳・下膳	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	あり	156 円/日	
	理美容師による理美容サービス	あり	実費	外部からの訪問理美容

	買い物代行	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	週 2 回(指定日) 施設より半径 200m以内の店舗に限る 別途、購入品の実費
	役所手続代行	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	交通費は実費負担
	金銭・貯金管理	あり	介護等一時金で実施	大阪〈ゆうゆうの里〉入居者預り金取扱規程に準じて実施
健康管理サービス	定期健康診断	あり	健康管理一時金にて実施	大阪〈ゆうゆうの里〉診療所にて人間ドックの実施(年 1 回)、健康診断(年 1 回)、健康診査(月 1 回)の実施
	健康相談	あり	特定施設入居者生活介護費または健康管理一時金で実施	
	生活指導・栄養指導	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	
	服薬支援	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	
	生活リズムの記録(排泄・睡眠等)	あり	特定施設入居者生活介護費または介護等一時金で実施	
入退院のサービス	移送サービス	なし		
	入退院時の同行	あり	介護等一時金で実施	協力医療機関と、施設より半径 10 km以内の医療機関及び、施設が指定する医療機関に限る 【施設が指定する医療機関】関西医科大学付属病院、大阪大学医学部附属病院、星ヶ丘医療センター
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	介護等一時金で実施	原則週 1 回、見舞い訪問時に実施 別途、洗濯消耗品費として 150 円/回、購入品の費用負担
	入院中の見舞い訪問	あり	介護等一時金で実施	原則週 1 回 協力医療機関と、施設より半径 10 km以内の医療機関及び、施設が指定する医療機関に限る 【施設が指定する医療機関】関西医科大学付属病院、大阪大学医学部附属病院、星ヶ丘医療センター
※ 1 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1 割、2 割又は 3 割の利用者負担）。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。 ※ 2 「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1 回当たりの金額など単位を明確にして入力する。				

(別添 3) 介護保険自己負担額（自動計算）

当施設の地域区分単価 3 級地 10.68 円

利用者負担額は、1 割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2 割又は 3 割負担となります。

基本費用		1 日あたり（円）		30 日あたり（円）		備考
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
要支援 1	183	1,954	196	58,633	5,864	介護予防特定施設入所者生活介護の費用
要支援 2	313	3,342	335	100,285	10,029	

要介護 1		542	5,788	579	173,656	17,366	短期利用特定施設入居者生活介護も同額の費用
要介護 2		609	6,504	651	195,123	19,513	
要介護 3		679	7,251	726	217,551	21,756	
要介護 4		744	7,945	795	238,377	23,838	
要介護 5		813	8,682	869	260,485	26,049	
			1 日あたり（円）		30 日あたり（円）		
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算	なし						
夜間看護体制加算	（Ⅰ）	18	192	20	5,767	577	
協力医療機関連携加算	（Ⅰ）	100	-	-	1,068	107	1 月につき
看取り介護加算(Ⅱ)	あり	572	6,108	611			死亡日以前 45 日以上 31 日以下（最大 15 日間）
		644	6,877	688	-	-	死亡日以前 4 日以上 30 日以下（最大 27 日間）
		1,180	12,602	1,261	-	-	死亡日以前 2 日又は 3 日（最大 2 日間）
		1,780	19,010	1,901	-	-	死亡日
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）	22	234	24	7,048	705	
生産性向上推進体制加算	（Ⅱ）	10			107	11	1 月につき
介護職員等处遇改善加算	（Ⅰ）	（（介護予防）特定施設入居者生活介護＋加算単位数（特定処遇改善加算を除く））×12.8%					1 月につき
入居継続支援加算	なし						
身体拘束廃止未実施減算	なし						
生活機能向上連携加算	なし						
若年性認知症入居者受入加算	なし						
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	20	213	22			1 回につき
退院・退所時連携加算	あり	30	320	32	9,612	962	
退居時情報提供加算	あり	250	2,670	267			1 回のみ
A D L 維持等加算	なし						
科学的介護推進体制加算	あり	40			427	43	1 月につき
新興感染症等施設療養費	あり	240	2,563	257			（発生時） 1 月につき最大 5 日まで

（短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること）【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について 3 年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が 1 人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の 100 分の 10 以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。

- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・協力医療機関連携加算（Ⅰ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・入居者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ・診療所が高齢者施設等からの診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報（利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- ・退院・退所時連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間について加算するもの。また、30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入居した場合も、同様とする。
- ・退居時情報提供加算
 - ・医療機関へ退居する入居者等について、退居後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。
- ・看取り介護加算（Ⅰ）【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。
 - ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるよう支援していること。
- ・看取り介護加算（Ⅱ）【要支援と短期利用は除く】
 - ・看取り介護加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・次のいずれかを満たすこと。
 - ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
 - ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）
 - ・利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること
 - ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
 - ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと
- ・介護職員処遇等改善加算（Ⅰ）
 - ・別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大阪府知事に届け出ている場合。

- ・科学的介護推進体制加算【短期利用は除く】
 - ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて特定施設サービス計画を少なくとも「3月に1回」見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- ・新興感染症等施設療養費
 - ・入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定
 - ※現時点において指定されている感染症はない

（別添４） 介護保険自己負担額（参考：加算項目別報酬金額：3級地（地域加算 6.8%））

① 介護報酬額の自己負担基準表（介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。）

	単位	介護報酬額／月	自己負担分／月 （1割負担の場合）	自己負担分／月 （2割負担の場合）	自己負担分／月 （3割負担の場合）
要支援 1	183 単位/日	58,633 円	5,864 円	11,727 円	17,590 円
要支援 2	313 単位/日	100,285 円	10,029 円	20,057 円	30,086 円
要介護 1	542 単位/日	173,656 円	17,366 円	34,732 円	52,097 円
要介護 2	609 単位/日	195,123 円	19,513 円	39,025 円	58,537 円
要介護 3	679 単位/日	217,551 円	21,756 円	43,511 円	65,266 円
要介護 4	744 単位/日	238,377 円	23,838 円	47,676 円	71,514 円
要介護 5	813 単位/日	260,485 円	26,049 円	52,097 円	78,146 円
個別機能訓練加算	12 単位/日	3,844 円	385 円	769 円	1,154 円
夜間看護体制加算（Ⅰ）	18 単位/日	5,767 円	577 円	1,154 円	1,731 円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100 単位/月	1,068 円	107 円	214 円	321 円
看取り介護加算(Ⅱ) （死亡日以前 45 日以上 31 日以下）	572 単位/日	91,634 円	9,164 円	18,327 円	27,491 円
看取り介護加算(Ⅱ) （死亡日以前 4 日以上 30 日以下）	644 単位/日	185,703 円	18,571 円	37,141 円	55,711 円
看取り介護加算(Ⅱ) （死亡日以前 2 日又は 3 日）	1,180 単位/日	25,204 円	2,521 円	5,041 円	7,562 円
看取り介護加算(Ⅱ) （死亡日）	1,780 単位	19,010 円	1,901 円	3,802 円	5,703 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）～ （Ⅱ）	3～4 単位/日	961 円～1,281 円	97 円～129 円	193 円～257 円	289 円～385 円
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	22 単位/日	7,049 円	705 円	1,410 円	2,115 円
生産性向上推進体制加算 （Ⅱ）	10 単位/月	107 円	11 円	22 円	33 円
サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）～（Ⅲ）	6～18 単位/日	1,922 円～3,844 円	193 円～385 円	385 円～769 円	577 円～1,155 円

介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅴ14)	(Ⅰ)	((介護予防) 特定施設入居者生活介護＋加算単位数) ×12.8%			
入居継続支援加算	36 単位/月	11,534 円	1,154 円	2,307 円	3,461 円
身体拘束廃止未実施減算	介護度に応じた 1 日の単位数から 10%減算 (例：要介護 1 の場合、－53 単位/日)				
生活機能向上連携加算	100～200 単位/月	1,068 円～2,136 円	107 円～214 円	214 円～428 円	320 円～640 円
若年性認知症入居者受入加算	120 単位/日	38,448 円	3,845 円	7,690 円	11,535 円
口腔衛生管理体制加算	30 単位/日	320 円	32 円	64 円	96 円
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	214 円	22 円	43 円	65 円
退院・退所時連携加算	30 単位/日	9,612 円	962 円	1,923 円	2,883 円
退居時情報提供加算	250 単位/回 最大 1 回	2,670 円	267 円	534 円	801 円
ADL維持等加算 (Ⅰ)	30 単位/月	320 円	32 円	64 円	96 円
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	427 円	43 円	86 円	129 円
高齢者施設等感染対策向上加算	5～10 単位/月	53～107 円	6～11 円	11～22 円	16～33 円
新興感染症等施設療養費	240 単位/回 1 ヶ月に最大 5 回	2,563 円	257 円	513 円	769 円
・1 ヶ月は 30 日で計算しています。					

③ 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		75,892 円	122,884 円	212,147 円	236,359 円	261,660 円	285,156 円	310,093 円
自己負担	(1 割の場合)	7,590 円	12,289 円	21,215 円	23,636 円	26,166 円	28,516 円	31,010 円
	(2 割の場合)	15,179 円	24,577 円	42,430 円	47,272 円	52,332 円	57,032 円	62,019 円
	(3 割の場合)	22,768 円	36,866 円	63,645 円	70,908 円	78,498 円	85,547 円	93,028 円
・本表は、サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)、生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)、科学的介護推進体制加算、協力医療機関連携加算 (Ⅰ)、介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)、夜間看護体制加算 (Ⅰ) (要介護 1～要介護 5 のみ算定)を含め、計算。								